

計画段階環境配慮書に係る意見

石狩湾沖（一般海域）における洋上風力発電事業について、環境保全の見地から事業者を求める意見として、小樽市が北海道へ提出した内容

1	<p>（住民対応）</p> <p>本市及び住民等が環境保全上の見地から述べた意見に対しては、十分な説明と誠意ある対応を行うよう努めること。</p>
2	<p>（住民説明会）</p> <p>住民等へ各種情報を積極的に提供するとともに、方法書、準備書の各段階において丁寧かつ誠実な説明を行い、十分な理解が得られるように努めること。なお、説明会に当たっては、新型コロナウイルスの感染状況を考慮しながら、十分な感染防止対策を講じた上で開催することとし、仮に感染状況により通常の開催が難しい場合であっても何らかの方法で開催できるように工夫し、確実に開催すること。</p>
3	<p>（漁業関係）</p> <p>当該洋上風力発電事業により、将来にわたる漁業の営みが妨げられることは回避しなければならない。このことから、洋上風力発電施設の建設工事及び稼働に伴う維持管理はもとより、今後の調査、予測及び評価に当たっては、次のことに十分に配慮すること。</p> <p>（１）事業実施想定区域及びその周辺の漁業関係者との協議・調整については、丁寧かつ誠実な説明を行い十分な理解が得られるよう努めること。</p> <p>（２）海難事故や漁具被害の防止について、漁業協同組合や関係機関と連携を図ること。</p> <p>（３）調査及び工事等に使用する機械等からの油漏れなど、海洋汚染防止について十分留意すること。</p> <p>（４）海洋における海域生物の生息又は生育状況などの影響について、最新の知見を収集し、専門家や漁業協同組合等の助言を得るなどして、可能な限り具体化すること。</p>
4	<p>（海洋調査）</p> <p>海洋調査の実施に当たっては、事前に、本市へ実施海域及び実施時期等の十分な情報提供を行うこと。また、港湾区域内で調査を行う場合は、事前に港湾管理者と協議を行い、許可を得ること。なお、洋上風力発電施設の建設及び海底ケーブルの付帯施設等の設置については、小樽港へ入出港する大型客船等が漁具等を避けるために石狩湾海域協定航路外を航行する可能性があることに留意し、事前に港湾管理者と十分な協議を行うこと。</p>
5	<p>（低周波音）</p> <p>風力発電施設から発生する低周波音（超低周波音を含む。以下同じ。）の健康被害について、地域住民から不安の声が本市に寄せられていることから、風力発電機の具体的な配置エリアの選定に当たっては、地域住民等の不安を解消するよう沿岸部から十分な距離を確保するとともに、丁寧かつ誠実な説明を行い十分な理解が得られるよう努めること。</p>

6	<p>(騒音)</p> <p>風力発電に特徴的な純音成分（約100～200Hzまでの範囲）及びswish音の程度について、最新の知見に基づき、可能な限り、調査、予測及び評価に努め、方法書、準備書等に記載すること。</p>
7	<p>(景観・眺望)</p> <p>海への眺望景観は古くから市民に親しまれており、関心が高いことに加えて、重要な観光資源でもあることから、当該洋上風力発電施設が、本市の特性である自然景観や眺望景観に与える影響を調査し、良好な景観を阻害しないか十分に検証すること。</p> <p>また、本市では市内を八つの地区に分け、それぞれの地区を代表する景観を「小樽八区八景」に指定していることから、小樽八区八景のうち海への眺望景観が主題となっている場所についても調査対象とすること。</p>
8	<p>(潮流・海岸)</p> <p>当該洋上風力発電施設の建設中及び建設後における潮流の変化及び付近海岸線砂浜に対する影響について、可能な限り、調査、予測及び評価するとともに、当該施設が、石狩湾沿いに存する海水浴場に与える影響を調査し、海水浴場の運営を阻害しないよう十分に配慮すること。</p>
9	<p>(建設工事等)</p> <p>当該洋上風力発電事業の建設工事等に伴う工事車両の通行や騒音等によって、石狩湾新港地域における事業活動を阻害しないよう十分に配慮すること。</p>
10	<p>(累積的・複合的影響)</p> <p>石狩湾新港エリアで先行して稼働、または建設を予定している風力発電事業や山岳地域で計画されている風力発電事業があることから、必要な情報を入手し、本市域における累積的及び複合的な環境影響に関して、可能な限り予測や評価を行うこと。</p>
11	<p>(バードストライク等)</p> <p>当該洋上風力発電施設は、広域に渡る大規模なものであり、海鳥や渡り鳥などのバードストライクが懸念されるため、特に絶滅危惧種の生態への影響を可能な限り低減するよう配慮するとともに、方法書、準備書等の作成に当たって、調査、予測及び評価に反映させること。</p>
12	<p>(水中騒音)</p> <p>当該洋上風力発電施設の建設中及び稼働後における水中騒音（低周波音含む）が海域生物に与える影響について、可能な限り、調査、予測及び評価すること。</p>
13	<p>(ホームページ)</p> <p>配慮書はもとより、各段階における環境影響評価図書のインターネットによる公表については、当該事業を計画している事業者のホームページ上で縦覧期間中は閲覧が可能な状態となっているが、印刷やダウンロードができず不便であるとの声が住民等から本市に寄せられていることから、今後は印刷やダウンロードが可能な状態にするなど利便性の向上に努めること。また、縦覧期間終了後も閲覧可能な状態にするよう努めること。</p>

14	<p>(総論)</p> <p>気候変動という世界的な問題に直面している中、本市としても地球温暖化防止に寄与する再生可能エネルギーを推進する立場であるが、環境保全や眺望景観上の影響に加えて、当該事業実施想定区域及び石狩湾新港エリア、さらに山岳地域で計画されている風力発電事業による累積的及び複合的影響を大変危惧しているところである。</p> <p>今後の環境影響評価の手続きに当たっては、積極的な情報提供と住民への丁寧な説明に努められたい。</p>
----	--

対象事業者（令和4年9月から令和5年9月まで）

事業者名	提出日（文書番号）
関西電力株式会社	令和5年5月2日（樽環境第28号）